

基 本 仕 様 書

1 件 名

日本財団における安定器のPCB汚染分析、仕分け・搬入荷姿登録等業務委託

2 履行場所

港区赤坂 1 丁目 2 番 2 号 日本財団ビル 地下 4 階

3 履行期間

契約締結日の翌日から平成 28 年 12 月 15 日

4 適用基準等

本業務は「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(平成 13 年 6 月 22 日法律第 65 号)に基づき実施する業務である。

作業の履行にあたっては以下の基準等を遵守し、安全かつ適正に実施すること。

また、必要に応じ関係部署への問い合わせを行い、本業務を遂行すること。

- ・産業廃棄物処理法「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」
- ・「特別管理一般廃棄物および特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法」(平成 4 年厚生省告示 192 号)
- ・環境省通知「PCBが使用された廃安定器の分解または解体について」(環産産発第 14091618 号)
- ・労働安全衛生法
- ・厚生労働省通知「作業環境評価基準の一部改正」(基発第 0331024 号)
- ・「PCB廃棄物の処理作業等における安全衛生対策」(基発第 0210005 号)
- ・本仕様書および中間貯蔵・環境安全事業株式会社(以下「JESCO」という)が公表する要領等
- ・環境省告示「廃棄物の処理および清掃に関する法律施行規則第八条の十」(環境省告示 135 号)

5 対象安定器・コンデンサ(以下安定器等という)の数量

日本財団保管分 1, 341 個

6 業務内容

(1) 安定器等のPCB汚染分析(含有、不含有)・仕分け作業

保管中の安定器等については、高濃度PCB含有安定器等、微量PCB汚染物、PCB不含有安定器の3種類に仕分けを行うこと。

- ・保管中の安定器等については、PCB不含有機器が含まれている可能性があるため、形式・型番等の調査を行い、含有・不含有機器の選別・分別を行うこと。

また、分析にあたっては信頼できる手法および十分な調査を行い、精度の高い分析を行い仕分けを行うこと。

- ・ 不含有安定器と特定された場合は、証明する書類を製造事業者から入手するなどし、報告書に添付すること。また、コンデンサが無い安定器の特定に努め、証明できる資料を添付すること。
- ・ 不含有安定器については、別途指定する場所に集積すること。(日本財団内)
- ・ P C B含有安定器と判断された場合は、J E S C O指定容器へ収納すること。
- ・ 容器はJ E S C O割引対象指定容器とする。必要数の調達および費用については本委託契約に含むものとする。

## (2) コンデンサ外付け型安定器の分解・解体およびその他部材の汚染度分析

コンデンサ外付け型安定器をコンデンサとその他未汚染部分に分解・解体すること。

分解・解体にあたっては、P C B汚染分析をしたうえで環廃産発第 14091618 号

ポリ塩化ビフェニルが使用された廃安定器の分解または解体について(通知)

を遵守し、以下のとおり作業を行うこと。

- ・ 安定器からのコンデンサを取り外す全ての作業は、(環境省告示 135 号)に準拠し、実施すること。
- ・ 安定器からのコンデンサ取り出し作業にあたっては、環境省通知に基づき、作業前にコンデンサ形状と性状に異常がないかを確認すること。
- ・ 上記作業により取り出したコンデンサとその他の部材は、J E S C O指定容器にそれぞれ分別収納すること。
- ・ コンデンサの取り出し作業前、作業後に写真撮影を行うこと。また、重量測定を行い記録に残すこと。
- ・ 取り出したコンデンサ以外の部材については、収納容器ごとにP C B含有量を測定し、適正処理ができるよう汚染度を確定させること。なお、分析試料の代表性の確保については、JISK0060-1992「産業廃棄物のサンプリング方法」に準ずること。
- ・ P C B等の収納済み指定容器は、分類し既存保管庫内に整然と配置すること。

## (3) 安定器等保管容器のP C B汚染分析

現在安定器等を保管してある容器についてもP C Bに汚染されている可能性があるため、汚染分析を行う。

- ・ 作業前の安定器等保管容器について「特別管理一般廃棄物および特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法」(平成 4 年厚生省告示 192 号)に基づき分析を行うこと。
- ・ 分析試料の代表性の確保については、JISK0060-1992「産業廃棄物のサンプリング方法」に準ずること。

- ・分析結果によりP C B汚染非該当と判明した保管容器については、別途日本財団が指定する場所に運搬すること。(日本財団内)
- ・汚染と判明した容器については指定ドラム缶に入れ、他の汚染物とともに保管すること。

#### (4) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（J E S C O）への搬入荷姿登録業務

平成 28 年 12 月 22 日までに J E S C O への搬入荷姿登録を完了すること。

- ・ J E S C O が示す「安定器等・汚染物登録調査票記入要領（東京都処理事業対象区域）」に則り、以下の書類を作成すること。

搬入荷姿登録申込書（安定器等・汚染物）（総括表）

搬入荷姿登録調査票（安定器等・汚染物）（様式 5）

安定器等・汚染物の写真

なお、必要に応じて予備登録を行うこと。

### 7 作業報告書等の提出

以下の項目について、業務終了後速やかに提出すること。なお、提出にあたっては、紙媒体 2 部および電子データにて提出すること。

- ・「コンデンサ充填剤固定型安定器」の型番・重量・数量等
- ・分解・解体を行った「コンデンサ外付け型安定器」のコンデンサ、コンデンサ以外の部材に関する重量・数量等。また、分解・解体を行った「コンデンサ外付け型安定器」については型番が確認できる部分の作業前と作業後の写真を添付する。
- ・ P C B 不含有安定器の重量・数量および証明
- ・作業工程全体を示す写真
- ・ J E S C O 提出資料（写し）一式

### 8 業務責任者の配置

本業務の実施にあたっては「特定化学物質作業主任者」資格を有する者を選任し、予め日本財団に報告すること。上記資格に加え、その他の資格・業務経験者等を配置する場合についても報告すること。また、全ての業務は「特定化学物質作業主任者」の管理下において実施すること。

### 9 業務計画書の提出

業務責任者は、業務の実施に先立ち、実施体制、実施工程、業務担当者が有する資格、安全対策、緊急連絡体制および調査・分別・保管等に不可欠な事項等について、業務計画書を作成し提出すること。

### 10 作業場所等に関すること

本業務の作業場所は、日本財団ビル地下四階 P C B 保管倉庫とする。

- ・コンデンサ取り外し作業にあたっては、環境省通知（環廃産第 14091618 号）「生活環境保全上の支障を防止するための措置」で要求されている全ての項目を満たすものであること。
- ・作業時間は原則として土日休日を除く午前 9 時から午後 6 時までとする。ただし、作業の都合上やむを得ない場合については、担当者と協議により調整を図るものとする。
- ・必要な電源は日本財団が提供する。
- ・机、椅子等、一般的な備品類については、協議のうえ日本財団が提供する。
- ・建物および既存機器等に破損または損傷を与えた場合は、速やかに担当者に報告し直ちに現状修復を図ること。その費用は受託者の負担とする。
- ・万が一 PCB の漏えいによる汚染があった場合は、速やかに担当者に報告し、直ちに除染作業を行い現状回復を図ること。その費用は受託者の負担とする。

## 11 情報の保護

本業務に際し、日本財団から提供する資料等について、業務履行以外の目的での第三者への使用および業務上知り得た情報の漏洩を禁止する。

## 12 支払い

業務終了し検査終了後、請負者からの請求に基づき支払う。

## 13 その他

- ・本仕様書に定めのない事項および疑義が生じた場合は、担当者と協議のうえ決定する。
- ・本業務に伴い発生する手袋、作業服等の発生残材は、本業務内において関係法令に従い適切に処理すること。なお、処理に要する経費は受託者の負担とする。

担当：経理部 財務チーム 相澤・木月  
03-6229-5111